



特定社会保険労務士

ヒライ先生の

Q&A

〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

親睦旅行(宴会)のセクハラ

その2

ここでは前号に続き慰安旅行でのセクハラについての判例の続きをご紹介します。

12月号からの続き

(4) 東京支店長の日常における女性従業員に対する問題言動

東京支店長は、秘書的役割をしていた女性係長のお尻をたたいたことがある。他、酒席において、女性従業員の手を握ったり、肩を抱いたり、それ以外の場面でも、特に、女性の胸の大きさを話題にするなどセクハラ発言を繰り返していた。

(5) 企業グループにおける倫理、コンプライアンスの取り組み

親会社は、平成14年11月20日、コンプライアンスを重視して、倫理綱領を制定し、同時に倫理ヘルプライン制度を創設。小冊子をグループ会社の全従業員に配布するなど、倫理綱領について周知徹底を図っていた。さらに、平成15年以降は全グループ会社において、30回以上の倫理研修を実施していた。平成16年3月18日には、原告も参加した倫理研修がされ、その中ではセクハラに関する講義も実施されていた。

(6) セクハラによる他の懲戒事例

企業グループでの倫理綱領制定から本件懲戒解雇までのセクハラによる懲戒事例の概要は下表の通りであり、原告を含むグループ会社の幹部にも情報提供され、再発防止に役立てるようになされていた。

さて、東京支店長は、日常的にも問題となる言動が見受けられました。また、企業グループにおいてはコンプライアンスを重視し、ヘルプラインを設けたり、倫理研修も実施されていました。東京支店長は、セクハラを防止する立場であるにもかかわらず、セクハラを行っていました。また、企業グループの中で、セクハラに対しての懲戒事例も少なからずありました。そうした事実があるにも関わらず、裁判所は何故、懲戒解雇を無効としたのでしょうか？

(以下2月号に続く)

事案	処分の内容	懲戒処分の日
従業員数名による同一職場内の一女性に対するセクハラ	係長1名、一般職2名に対しそれぞれ譴責及び減給1ヶ月	平成15年1月6日
部長による派遣の女性1名に対するセクハラ行為	部長に対し諭旨解雇、退職金30%減額	平成16年6月15日
派遣社員に対するセクハラ	降格(課長から係長へ)	平成17年10月26日
歓迎会でのセクハラ発言	係長に対し10日間の出勤停止	平成17年11月14日
参与(部長と同等)の海外出張中におけるカラオケ店でのセクハラ行為	諭旨解雇、退職金30%減額	平成18年3月31日

セクハラによる懲戒事例の概要